

◎道路占用許可申請(足場)の注意点

① 設置場所の確認について

三鷹市の管理する道路であることを確認してください。

本庁舎5階の道路管理課境界確定係(50番窓口)で確認できます。

東京都が管理する道路の場合は東京都北多摩南部建設事務所へご相談ください。

② 足場の最大出幅の基準について

歩道上の場合は、有効幅員の1/3以下で1メートルの有効幅員は確保してください。

車道上の場合は、有効幅員の1/8以下です。

また、歩車道ともに路端からの出幅を1メートル以下にしてください。

なお、朝顔は必要な出幅を設置できます。

③ 掛け出足場、朝顔の設置高さの基準について

掛け出足場は歩道上で高さ3メートル以上、車道上で高さ4.5メートル以上を確保してください。

朝顔は、歩道上で高さ4メートル以上、車道上で高さ5メートル以上確保してください。

④ 申請書類について

申請する際には下記の書類を各2部提出してください。

・道路占用許可申請書(ホームページよりダウンロード可)

・案内図(詳細の場所がわかるもの)

・平面図(占用面積と上記基準を満たしていることがわかるように記載)

・断面図および立面図

※図面については裏面の参考例を参照してください。

⑤ 占用料について

占用料は月単位になります。

【計算例】(占用面積: $0.4\text{m} \times 9\text{m} = 3.2\text{m}^2 \div 4\text{m}^2$ 小数点以下切り上げ)

・占用期間が4月20日から5月20日の場合 $4\text{m}^2 \times 17,700(\text{円}/\text{m}^2) \times 2\text{か月} \div 12 = 11,800\text{円}$

・占用期間が5月1日から5月21日の場合 $4\text{m}^2 \times 17,700(\text{円}/\text{m}^2) \times 1\text{か月} \div 12 = 5,900\text{円}$
 $5,900\text{円} + 590\text{円}(\text{消費税}) = 6,490\text{円}$

※実際の占用期間が1か月未満である場合、別途消費税が加算されます。

⑥ 占用料の支払い及び道路占用許可書の受け取りについて

(1)道路占用許可書が出来上がりましたら、申請書に記載してある担当者あてに電話連絡します。

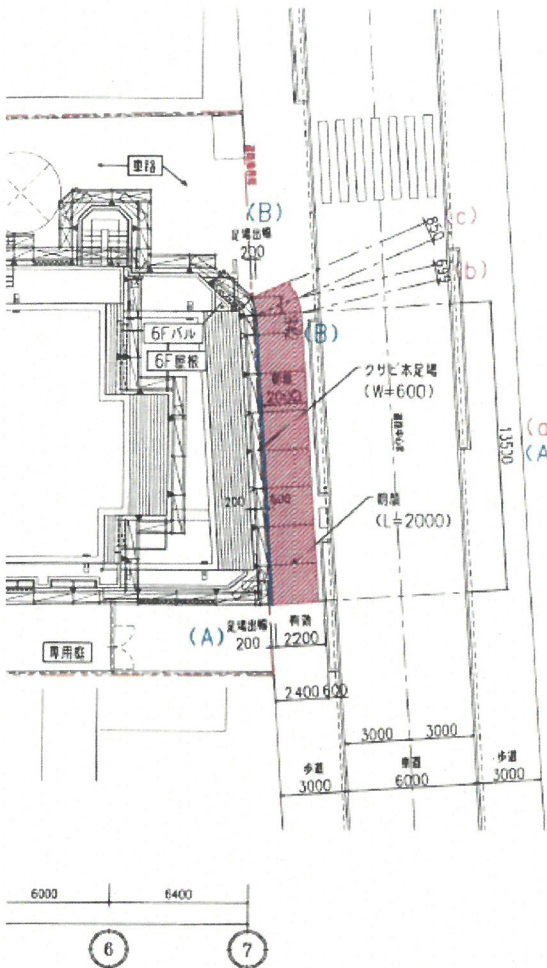
(2)ご来庁の際、本庁舎5階の道路管理課管理係にて占用料の「納入通知書兼領収書」をお渡します
ので、本庁舎1階のみずほ銀行でお支払い頂きます。

(3)再度、本庁舎5階の道路管理課管理係へお越しいただき、「納入通知書兼領収書」の領収印を確認、
コピーしたうえで道路占用許可書をお渡します。

【問い合わせ先】三鷹市都市整備部道路管理課管理係

電話番号0422-45-1151 内線(2843、2844)

参考例 平面図



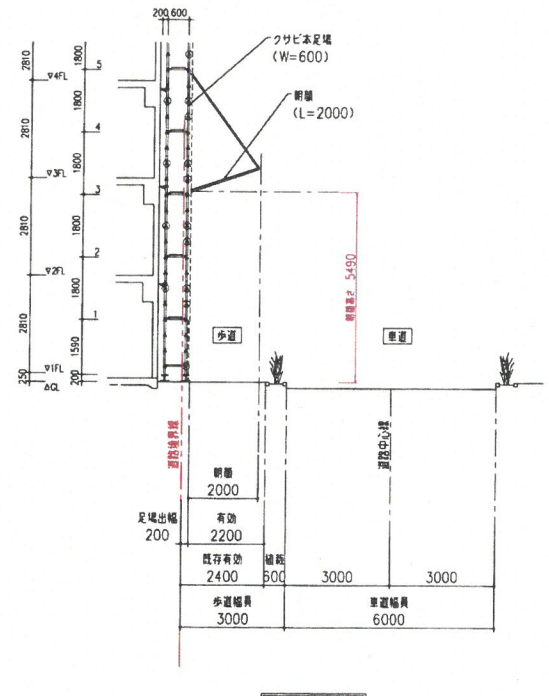
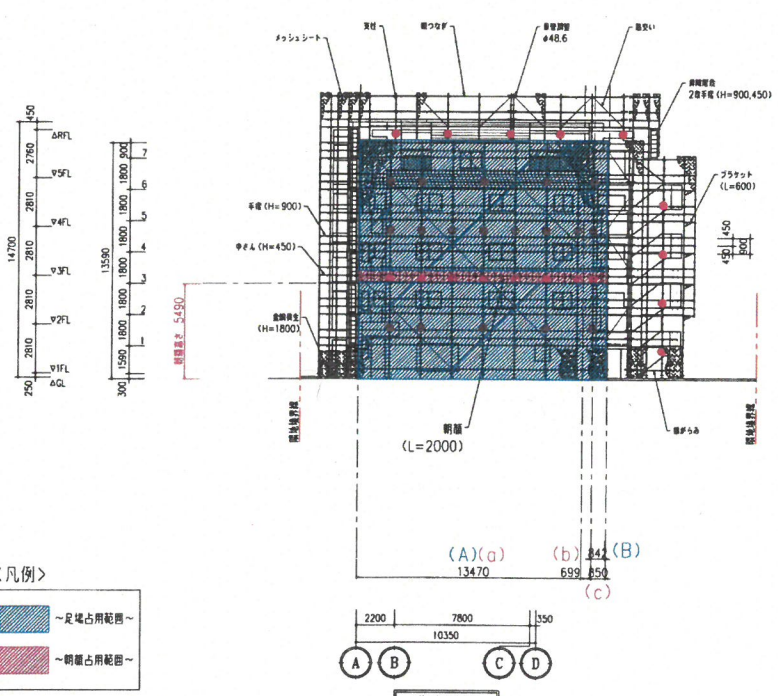
<凡例>

- ~足場占用範囲~ (Blue hatched area)
- ~朝顔占用範囲~ (Red hatched area)

<占用範囲面積計算>

- ・足場占用範囲
 - (A) $13.5 \times 0.2 = 2.70m^2$
 - (B) $0.842 \times 0.2 \div 2 = 0.0842m^2$
 - 計 $2.7842m^2$
- ・朝顔占用範囲
 - (a) $13.5 \times 2.0 = 27.0m^2$
 - (b) $0.699 \times 2.0 \div 2 = 0.699m^2$
 - (c) $0.85 \times 2.0 = 1.70m^2$
 - 計 $29.399m^2$

断面図及び立面図



<凡例>

- ~足場占用範囲~ (Blue hatched area)
- ~朝顔占用範囲~ (Red hatched area)

※ 印は、壁つなぎ位置を示す。